

自由研削といしの取替え等の業務に係る特別教育

主催 名古屋東労働基準協会

簡単に利用できるこの工具にはたくさんの危険があります。

★労働安全衛生法第59条第3項（安全衛生教育）

- 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

★労働安全衛生規則第36条（特別教育を必要とする業務）

- 研削といしの取替えまたは取替え時の試運転の業務

★労働安全衛生規則第118条（研削といしの試運転）

- 事業者は研削といしについては、その日の作業を開始する前には1分間以上、研削といしを取り替えたときには3分間以上試運転をしなければならない。

自由研削といしの取替え等の業務には上記の法律・規則で特別教育を義務付けております。よって、教育修了者以外の方は標記業務を行うことはできません。修了者には「修了証」を事業所には「修了証明書」を交付いたします。

記

日時 2025年4月21日(月) 9:20～16:40

会場 名古屋市工業研究所 3階 第1会議室 名古屋市熱田区六番三丁目4-41
地下鉄名港線「六番町」下車3番出口すぐ ※公共交通機関のご利用にご協力ください

受講料 会員 9,260円 非会員 11,610円 (テキスト代・消費税込)

申込 下記申込書をFax願います。**WEB申込みも可能**です。

宛先 名古屋東労働基準協会

Tel052-890-4466 Fax052-890-4477

振込先 講習開始10営業日前までに、お振込又は現金持参にてお支払いください。

三菱UFJ銀行 堀田支店 普通預金 0656029 名古屋東労働基準協会
振込み手数料はご負担ください。



※ 4月10日(木)を過ぎますと、キャンセル・変更・受講料等の返金はできませんので、ご了承ください。

自由研削といしの取替え等の業務に係る特別教育申込書

会社名	住所 〒	
担当者所属・名前	Tel	Fax
	Mail✉	
受講者氏名 (フリガナ)	受講者氏名 (フリガナ)	
生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日	

この受講申込書でご提供頂いた個人情報、講習会の開催に必要な業務等に使用し、目的外の利用を行うことはありません。